

# 日本の速記

2025  
12

No.1023



シリーズ 議会豆知識67「懲罰の手続き」

令和8年度通常総会 令和7年度決算報告を承認

令和7年速記交流祭報告(その1)

学園祭レポート

～早稲田大学編～ ～関西大学編～

公益社団法人 日本速記協会

# 目次

日本の速記2025年12月号

巻頭言 『用字例といふ財産』

    理事 鶩尾みなみ ..... 1

シリーズ 議会豆知識67 懲罰の手続き

    理事 内田一夫 ..... 2

まほろば速記通信⑬「奈良速記学習会を開催しました」

    前川純二 ..... 4

令和7年度 速記技能検定成績優秀者表彰式 ..... 6

令和8年度通常総会 令和7年度決算報告を承認 ..... 9

令和7年速記交流祭報告（その1） ..... 14

同 参加者の声 ..... 20

令和7年度 学園祭レポート

    早稲田大学編 ..... 22

    関西大学編 ..... 25

SOKKI FES潜入ルポ

創立九十周年の川口学園 専門学校学園祭で速記の展示と実演 ..... 27

「日本の速記デジタル版」の公開について ..... 29

協会本部日誌／伝言板／編集後記 ..... 30

第7回速記交流合宿のご案内／第232回速記技能検定のお知らせ

## 表紙

### 『Windmills』

風車はその羽根をとめておく角度で特定のメッセージを表す文化があると風の噂で知りました。

十字形にとめるか、それともバッテンか、羽根が頂点より手前か奥か、などを調整することで休みや祝い事もしくは不幸が起きたことを伝えることが出来たそうです。

広大な土地と壮大な構造物ならではの符牒に風情を感じます。

（千葉大二郎・硬軟）

■卷頭言 ■  
用字例という財産

理事 鶩尾みなみ

二〇二五年も残すところ数週間になりました。多くの地方議会では十二月の定例会が始まり、また師走ということもあり、皆さん多忙にされていることだと思います。

速記の実務をするときに直面する問題が幾つかあります。様々な音質で発される言葉を正確に聞き取り、言葉を記録することが当然一番難しいのですが、もう一つ難しいのが、話し言葉を書き言葉にする際に、誤解のない統一的な表記をすること、いわゆる「用字例」と呼ばれるものです。

用字用例辞典は、文部科学省が定

める国語表記に従うのみならず、過去の速記者の実務知識を脈々と受け継ぐもので、日本速記協会、ひいては速記界の財産であると感じております。私は三年前から用字例委員会に参加していますが、毎回大変勉強させていただいているところです。そんな用字例委員会ですが、最近の動きとしては、二〇二三年の秋に『横書きにおける数字の書き表し方（第二版）』が刊行されました。この第二版では、収録語数も大幅に増え、第一版からかなりのアップデートがなされました。実務で発生する「この数字は横書きでどうやって書き表したらいいんだろう?」という

公用文表記に寄せるよう大きくかじを切った前回の改訂は、ちょうどコロナ禍の混乱もあり、頭にインプットするのに非常に苦労したことが記憶に新しいですが、実際にその言葉が使われる場面に即したものです。速記実務に必要不可欠な辞典として、可能な限りスマーズに受け入れられるよりよいものとなるよう、皆様のご意見も頂けたらと思っております。

さらに、今年の夏からは、新理事も含めた新体制にて、新訂標準用字

シリーズ  
■議会豆知識 67

懲罰の手続き

「懲罰動議」の続きです。懲罰動議提出後の運営についてお話しします。

懲罰動議が議員の定数の八分の一以上の者から議場で提出されると、標準の議事次第書によれば先決動議です。議長はまず日程追加を諮ります。もし日程追加が否決されても懲罰の動議そのものが否決されたわけではないので、議長は先決動議として次の会議の議事日程冒頭に記載します。本会議開会前に動議が議長に提出された場合は、当初日程に記載します。

予め懲罰動議提出の予告があつた場合は日程追加に移行できますが、突然本会議で動議が提出された場合は、一

旦休憩して議会運営委員会で取り扱いを協議する必要があります。協議するのは日程の確認はもちろんですが、そのような状況では感情的になつていままでの、他の手段で解決できないか模索することも必要です。議会内の人間関係が複雑になると、懲罰によって問題を解決しようという傾向が強いように思われます。議会運営委員会では冷静に問題の解決法を探ることが適当だと思います。

懲罰動議が議題に供されると、一身上の事件として懲罰事犯者（本人）はここで除斥されます。除斥の時期は議題に供され懲罰の審議に入る前であつて、日程追加が可決された時点ではないとされています。

その後、動議の提案趣旨説明、質疑がなされ、本人が議長に申し入れれば一身上の弁明を行うことができ、その後また除斥されます。本人が病気等で弁明できない場合、議会が同意すれば他の議員が弁明する代理弁明が認めら

れます。

懲罰動議は、慎重に判断を下すべきことから、「委員会の付託を省略して議決することができない」と会議規則で規定されています。委員会付託についても会議規則に委ねられていますが、基本的に手続きでするので本来は法律に規定すべき事項だと思います。委員会としては懲罰特別委員会が設置されることが一般的です。

懲罰をめぐっては委員会の設置について揉めることもあります。そこで、委員会の自動設置を委員会条例で定めている例があります。「議員の懲罰の動議があつたときは、特別委員会として懲罰特別委員会が設置されたものとする。」という規定になります。ただし、委員会は自動設置されても付託議決は行われなければなりません。

懲罰動議はこのように委員会に付託されるのが地方議会の流れですが、実はこの点が国会と大きく違っています。国会では本会議において議題になるの

は、「議員○○君を懲罰委員会（懲罰）に付するの動議」を可決するか否かです。提出者から動議の趣旨説明がなされ、本人が一身上の弁明を行った後、動議の採決が行われます。可決されると、懲罰事犯の件が懲罰委員会に付託されます。つまり懲罰動議はあくまで委員会に付託されたいという提案であつて、付託されるのは動議ではなく「懲罰事犯の件」ということになります。

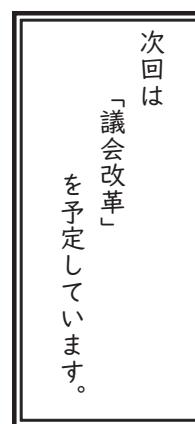
これに対し、地方議会では付託されるのは「動議」ということになつており、懲罰動議が所定の要件で提出されれば本会議で採決することなく特別委員会に付託されることになつています。（議会によつては「懲罰の件」を付託事件にしている例もあります。）動議は原則口頭でなされるものなので修正や委員会付託の対象にはならないのが基本的考え方です。その区別を徹底するために国会方式は一考に値すると思ひます。

以上が懲罰動議をめぐる手続きです。

その後の進み方は他の議案と同じとなります。違いを挙げるとすれば、懲罰には四種類あることから、委員会で出した結論が本会議で否決された場合に、それで終わりとするのか、他の懲罰を科する提案を行うのか、その場合どのよう順番で処理していくか、という問題が発生する点です。

会期末に懲罰事犯が発生した場合、どのように対処すべきでしょうか。国会と違つて会期末に生じた懲罰事犯及び閉会中の委員会等における懲罰事犯に対処する規定が地方議会にはあります。国会法には、動議提出の期限規定の特例として、会期末等の懲罰事犯について、「次の国会の召集の日から三日以内にこれを懲罰委員会に付することができる」という規定（第一百二十三条の二、第一百二十二条の三）があります。同様の規定が地方議会にも必要と考えますが、会議規則でそこまで定めてよいのか基準がありません。

また国会にも共通しますが、出席停



理事

内田 一夫

元全国都道府県議会議長会  
事務局次長 議事調査部長

止処分において、停止期間が会期の残期間を超える場合、どのように期間計算すべきか、そもそもそのような懲罰を科せるのか指針がありません。国会がすべて優れている、と言う気はありませんが、国会における懲罰関係の規定は非常に丁寧です。地方議会では懲罰が問題となることが多いだけに、その処理の公平性を確保する必要性は高いと思います。議会が本来的な機能に集中できるよう、早急な制度整備が必要です。

## 「日本の速記デジタル版」の公開について

2026年2・3月合併号（3月上旬発行）から  
協会HPで御覧いただけます。

皆様に「日本の速記」のHP掲載と印刷部数削減に御協力くださいとお願いし、その後、はがきなどで御意向を伺う等していたにもかかわらず、HP容量等の確認に手間取り、時間を浪費してしまいましたこと、深くおわび申し上げます。

ようやく来年2・3月合併号から「日本の速記」を協会HPで御覧いただけるめどが立ちましたのでお知らせいたします。

現在、衆議院、参議院ブロックの皆さんに試作版を見ていただくとともに、デジタル化した場合により鮮明となる人物画像や、検定合格者等の固有名詞の取り扱いなどについて詰めを急いでいるところです。

一定のめどがついたところで、法人ブロック、衆議院、参議院ブロックから先行して協会HPで御覧いただけるようにしていきます。2026年1月号から予定しています。

その他の会員の方々につきましては、ホームページから閲覧する方法（ID、パスワードを含む）を記載した文書を「日本の速記」の1月号に挿入してお知らせすることにしています。その上で、2・3月合併号から協会HPで御覧いただけるようにしていく予定です。

協会HPで御覧いただけるようになって以降、冊子を希望されない方には冊子での送付を停止いたします。

一方、冊子の送付を希望される方には、これまでどおり「日本の速記」を冊子にてお届けいたします。

皆様の御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

# 第7回速記交流合宿のお知らせ～東京開催～

おかげさまで、第7回速記交流合宿を開催できることになりました。

初心者の方も大歓迎ですので、御興味のある方ぜひ来てください。

詳細が決まりましたら、ホームページで随時情報を更新していきますので、御確認ください。

## 【ひたすら速記漬けの日々を】

・日 時 令和8年2月20日(金)～23日(月・祝)

・場 所 東京(飯田橋駅、近辺の会議室を予定)

## ・企 画

2月20日(金) 午前・午後・夜 練習会

21日(土) 午後 第4回速記競技大会(スパイカップ、団体戦を予定)

22日(日) 午後 第232回速記技能検定分試験(会場型)

夜 懇親会

23日(月・祝) 昼 ランチ会

## ・費 用

①参加費 一般 2,000円

日本速記協会会員 1,000円

(当日受付の方は手数料500円追加)

②速記技能検定受検料 各級ごとによる

③懇親会費 4,000円

④ランチ会 1,500円



## ・申込み方法

1月31日(水)までに、

申込みフォームに御記入いただくな、

申込みフォームのQRコードです

メールで御連絡ください。

メールアドレス sokkibiyori@gmail.com

## 日本の速記 2025年12月号

発行日 令和7年12月1日

発行人 保坂 正春

編集人 保田 良春

発行所 公益社団法人 日本速記協会

〒171-0033

東京都豊島区高田3-10-11 KGビル4階

電話 03(6205)9701 FAX 03(6205)9702

Eメール info@sokki.or.jp https://sokki.or.jp/

印刷所 日本印刷株式会社 〒170-0013

東京都豊島区東池袋4-41-24 東池袋センタービル

## 第232回速記技能検定のお知らせ

☆日 時 令和8年2月22日（日）13:00～（予定）

オンライン方式（IBT型）

インターネットを通じて、自宅、事業所、学校、共練会場で受検して  
いただく方式です。

☆実施級 3級から6級まで

☆受検料 3級 4,000円 4級 3,000円

5級 2,500円 6級 2,000円

☆受付期間 1月1日～2月10日（必着）

※申込み方法は日本速記協会HPをご覧ください。

### ☆朗読速度・朗読時間・反訳時間等一覧表

	3級	4級	5級	6級
分速（字）	240	180	120	80
朗読時間（分）	5	5	5	5
総字数（字）	1200	900	600	400
反訳時間（分）	60	60	60	60
正確度（%）	97	97	96	96
許容失点（字）	36	27	24	16

### ☆合格者の登録・認定等

- ・合格者は、協会備付けの合格者名簿に登録する。
- ・合格者は、履歴書の「資格」欄へ以下のように記載できる。

「〇年〇月〇日 文部科学省後援、日本速記協会認定第〇回速記技能検定〇級合格」

### ☆次の検定予定

第233回 令和8年5月31日（日）札幌、盛岡、東京、名古屋、大阪、福岡

### ☆問合せ先

〒171-0033 東京都豊島区高田3-10-11 KGビル4階  
公益社団法人 日本速記協会  
電話 03-6205-9701 e-mail info@sokki.or.jp